

平成 19 年 9 月 28 日

各 位

株 式 会 社 宮 地 鐵 工 所  
代表取締役社長 縣 保 佑

訴訟の判決への対応に関するお知らせ

当社は、鋼鉄製橋梁工事の入札に関して、独占禁止法違反容疑で東京高等検察庁より起訴され、平成 19 年 9 月 21 日に東京高等裁判所において罰金 6 億円の判決を言い渡されました。

本判決への対応を十分に検討しました結果、本日開催の取締役会において、この判決を受け入れる旨の決議をいたしましたのでお知らせいたします。

お客様ならびに関係各位には、大変ご心配をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

この判決を厳粛に受け止め、今後はコンプライアンスの意識向上・強化に、より一層注力して早期の信頼回復に努めてまいります。

以 上